

香芝市告示第115号

次に掲げる事務については、令和6年9月24日から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、副市長 堀本 武史に委任し、同法第167条第2項の規定により当該副市長が執行することとなるので、同条第3項の規定により告示する。

- （1）香芝市尼寺 615 番地において香芝・王寺環境施設組合が実施する廃棄物焼却灰の運搬業務に際し、香芝市所有の運搬車両売買に係る事務

令和6年9月24日

香芝市長 三橋 和史